

徳島県規則第九号

個人情報保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行細則（令和五年徳島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第二号その一中「☐ 共通」を「☐ 共通」に、「☐ 県部各局・センター等・総合県民局共通」に、「☐ 国 有」を「☐ 国 有」に、「☐ 本人」を「☐ 本人」に、「取扱う」を「取り扱う」に、「☐ 職員」を「☐ 職員」に、「☐ 業務委託」を「☐ 業務委託」に、「☐ 再委託」を「☐ 再委託」に、「☐ 指定管理者」を「☐ 指定管理者」に、「☐ 約款」を「☐ 約款」に、「取り扱われる」を「取り扱われる」に、「☐ 有」を「☐ 有」に、「☐ 無」を「☐ 無」に改め、同その一の注中「様式は、」を「様式は、」に、「第2条第9項」を「第2条第10項」に改め、同様式その二中「☐ 有」を「☐ 有」に、「☐ 無」を「☐ 無」に改め、同その二の注中「様式は、」を「様式は、」に、「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の様式第二号その一及びその二に相当する改正前の様式第二号その一及びその二による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。